



七 リース契約 次に掲げる要件を全て満たす  
イ 資産を使用させる期間（以下この号において「使用期間」といふ。）の開始の日  
（以下この号において「使用開始日」といふ。）により資産を使用させることを業とする者  
の者

八 使用期間において、資産の取得価額から  
使用期間が満了した後における当該資産の  
見積残存価額を控除した額並びに利子、固  
定資産税、保険料及び手数料の額を対価と  
して受領することを内容とするものである  
こと。

ハ 使用期間が満了した後、資産の所有権そ  
の他の権利が相手方に移転する旨の定めが  
ないこと。

九 再生支援対象事業者（再生支援対象事業者  
になるうとする者を含む。以下この条において  
同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支  
配している場合において当該再生支援対象事  
業者に対する金銭の貸付け（手形の割引、売  
渡担保その他これらに類する方法によつてす  
る金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下  
同じ。）を行うもの

十 地方公共団体で再生支援対象事業者に対す  
る金銭の貸付けを行うもの

十一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百  
三十二号）第十条第一項第十号の事業を行  
農業協同組合連合会

十二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法  
律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一  
項の規定により組織された酒造組合中央会で  
小組合及び同条第三号に掲げる協同組合連合  
会

十三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法  
律第八十号）第三条第一号に掲げる事業  
協同組合、同条第一号の二に掲げる事業協同  
組合及び单式蒸留焼酎に係るもの

会（同法第九条の九第一項第一号の事業を行なわないものに限る。）

十四 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第八号に掲げる商工組合及び同項第九号に掲げる商工組合連合会

十五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

十六 中小企業投資育成株式会社

十七 輸出入取引法（昭和二十七年法律第百九十九号）第八条に規定する輸出組合

十八 次に掲げる投資事業（再生支援対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。）に関する組合等

イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

ハ 外国に所在するイ又はロに掲げる組合に類似する団体

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者

十九 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二项に規定する投資法人

（議事録）

第四条 法第十八条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによつる。

議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果  
三 決議を要する事項について特別の利害關係  
四 を有する委員があるときは、当該委員の氏名  
法第十八条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見  
の内容の概要

五 委員会の議長が存するときは、議長の氏名  
(電磁的記録)

第六条 法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第七条 法第十九条第二項第二号に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第八条 法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもつて作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読み取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより備え置くことができる。

(貸付債権に準ずる債権)

第九条 法第二十二条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる債権とする。

一　求償権（法第二一条第五号に掲げる者が有するものに限る。）

二　リース契約により資産を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権

（地域経済活性化事業活動）

三　前二号に掲げる債権のほか、金銭債権であつて、過大な債務を負った事業者の事業の再生のために信託の引受けをする必要があると機構が認める債権

（地域経済活性化事業活動）

第八条の三　法第二十二条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であつて、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。

一　新技術の研究開発及びその成果の企業化を通じた新たな事業の創出

二　独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発、新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出

三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第十九号）第二条第十七項に規定する事業再開発（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）

（地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合）

第八条の四　法第二十二条第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を當むことを約した投資事業有限責任組合（特定経営管理に係る投資事業有限責任組合にあつては、金銭の借入れを行わないことを約しているものに限る。）とする。

一　その事業の再生を図ろうとする事業者

二　地域経済活性化事業活動を行う事業者（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第九条　法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三條の二ただし書に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　機構が、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を経営

の状況の悪化した機構の特定関係者（法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

**第十一条** 機構は、法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二（各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引）

**第十二条** 法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定める取引は、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして該特定関係者と同様であると認められる当該特定關係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の顧客との間の取引等）

**第十三条** 法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一、当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と

同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が機構の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第「二十三条第一項」の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為（国又は地方公共団体が経営を実質的に支配することができない法人等）

**第十三条 株式会社地域経済活性化支援機構法施行令**（平成二十一年政令第二百三十四号。以下「令」という。）第一条第四項第一号に規定する主務省令で定める割合は、三分の一とする。

2 令第一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国又は地方公共団体が法人等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該法人等とする。  
(回収等停止要請の対象となる回収等)

**第十四条** 法第二十七条第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権としての権利の行使は、再生支援対象事業者に対する債権の債権者として再生支援対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為（流動性預金の拘束を含む。）のうち、次に掲げるものを除くものとする。

一 次項及び第三項（同項に規定する場合に限り。）に規定する債権の弁済の受領

二 再生支援対象事業者が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について差し押さえによる仮差押え、保全差押え又は差押さえがされた場合に行う相殺

三 再生支援対象事業者に対し約束手形、為替手形又は小切手（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「手形等」という。）の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押さえがされた場合に行う相殺

3 次に掲げる債権については、法第二十五条第  
四項の規定により当該債権に係る回収等停止要  
請をする旨の決定を行つたときを除き、その弁  
済の受領を妨げない。

一 社債

二 次に掲げる契約に基づく貸付債権

イ 再生支援対象事業者が手形等を振り出し  
た場合に、一定の極度額の限度内において  
当該関係金融機関等が立替払する旨が定め  
られている契約

ロ 再生支援対象事業者に対する他の事業者  
による買掛金の一定期日における払込みを  
あらかじめ関係金融機関等が受託するとと  
もに、再生支援対象事業者から当該他の事  
業者に対する売掛金債権を当該関係金融機  
関等が担保のため譲り受けける旨が定められ  
ている契約

(代表者に準ずる者)

第十四条の二 法第三十二条の二第一項に規定す  
る主務省令で定めるものは、過大な債務を負つ  
ている事業者の債務の保証をしてている者であつ  
て、次に掲げるものとする。

一 過大な債務を負つていて事業者に從  
事する者であつて、当該事業者の代表者の配  
偶者であるもの

二 過大な債務を負つていて事業者の事業に從  
事する者であつて、当該事業者の取締役であ  
るもの

三 過大な債務を負つていて事業者の事業の方  
針の決定に関して、前号に掲げる者と同等以  
上の職権又は支配力を有すると認められる者  
(回収等停止要請の対象となる回収等)

第十四条の三 法第三十二条の四第一項に規定す  
る債権の回収その他主務省令で定める債権者と  
しての権利の行使は、特定支援対象事業者及び  
その代表者等に対する債権の債権者として特定  
支援対象事業者及びその代表者等に対し行う一  
切の裁判上又は裁判外の行為(流動性預金の拘  
束を含む。)のうち、次に掲げるものを除くも  
のとする。

一 次項及び第三項(同項に規定する場合に限  
る。)に規定する債権の弁済の受領

二 特定支援対象事業者及びその代表者等が当  
該関係金融機関等に対して有する預金その他  
の債権について他の債権者による仮差押え  
のとする。



四 再生支援決定に係る買取決定を行った再生支援対象事業者の概要及びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額

十七 業務の実施状況に関する機構の評価。前項の規定にかかわらず、認定事業者に係る法第三十四条に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 再生支援決定を行つたとき。当該決定を行つた旨のほか、次に掲げる事項

イ 再生支援受取事業者の氏名又は名称

七  
象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合並びに処分後における再生支援対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合の再生支援決定に係る全ての業務を完了したとき。当該完了をした旨のほか、次に掲げる事項

八  
イ 再生支援対象事業者の氏名又は名称  
ロ 当該再生支援対象事業者に対して行つた買取決定に係る債権の買取価格  
ハ 当該再生支援決定に係る業務の実績に関する機構の評価

八、社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和四十七年八月二十五日に社団法人全国肉用牛振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）

九、財団法人日本木材総合情報センター（昭和四十九年十月一日に財団法人日本木材総合情報センターという名称で設立された法人をいう。）

十、財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（昭和五十年七月一日に財団法人ベンチャーエンタープライズセンターという名称で設立された法人をいう。）

十一、社団法人電炉業構造改善促進協会（昭和五十二年十二月二十一日に社団法人電炉業構

改善促進協会という名称で設立された法人をいう。)

名称で設立された法人をいう。)  
十三 社団法人プラスチック処理推進協会（昭

和四十六年に社団法人プロスチック処理研究会という名称で設立された法人をいう。) 三四、社団法人全国石油協会(昭和二十二年三月六

十四 社団法人全国石油協会（昭和二十一年六月二十五日に社団法人全国石油協会という名称で設立された法人を）

## 十五 財團法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財團法人建設業振興基金という名

十六 財団法人不動産流通近代化センター（昭  
称で設立された法人をいう。）

和五十五年十一月一日に財團法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人

十七 財團法人民間都市開発推進機構（昭和六  
十二年十月一日に財團法人民間都市開発推進  
をいう。）

十二年十月一日に財団法人日間都市開発推進機構という名称で設立された法人をいう。）

十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をい

十九 財團法人建築防災協会（昭和四十八年一  
う。）

月五日に財団法人日本特殊建築安全センター  
という名称で設立された法人をいう。)

## 二十 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（平成四年十二月三日に財団法人産業廃棄物処理事業振興財団へ、うなびで設立され）

十三　一定の特定支援決定に係る全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種及び特定支援対象事業者に対する行つた買取決定に係る債権の買取価格の総額

十四　特定専門家派遣決定を行つた件数

十五　対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

十六　特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

再生支援対象事業者の氏名又は名称  
口イ  
当該処分を行う債権の処分の類型ごとに、当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本額（信託の引受けに係る貸付債権の元本額を除く。以下口において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本額

六月二日に財團法人魚価安定基金という名称で設立された法人をいう。) )

七 財團法人海外漁業協力財團(昭和四十八年六月一日に財團法人海外漁業協力財團といふ名称で設立された法人をいう。)

七 社團法人米穀安定供給確保支援機構(昭和三十年九月九日に社團法人米穀安定供給確保支援機構という名称で設立された法人をい

十九　う。) 財團法人建築防災協会(昭和四十八年一月五日に財團法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)  
二十　財團法人産業廃棄物処理事業振興財團(平成四年十二月三日に財團法人産業廃棄物処理事業振興財團という名称で設立された法人をいう。)  
附　則

<p><b>1</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>この命令は、法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日前においては、第三条第六号中「同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者及び同法第五十三条の三の第二条第一項に規定する個別信用購入あつせん業者」とあるのは、「及び同法第三十条第一項に規定する割賦購入あつせん業者」とする。</p>
--

<p><b>2</b></p> <p>附 則 （平成二十三年九月三〇日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十四年三月二六日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十五年三月一五日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二六年三月三一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二七年三月三一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二八年三月三一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二九年三月二九日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年一〇月一一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （令和五年一二月一二日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年八月六日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第三号）</p> <p>この命令は、令和三年九月一日から施行する。</p>
--

<p>附 則 （平成二六年三月三一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年一〇月一一日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則 （令和五年一二月一二日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第一号）</p> <p>この命令は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年八月六日内閣府・総務省・財務省・経済産業省令第三号）</p> <p>この命令は、令和三年九月一日から施行する。</p>
---